

大磯町耐震改修促進計画

平成 21 年 4 月

目 次

第1章 計画策定の背景と目的など

1. 計画の策定と目的	1
2. 阪神・淡路大震災の被害状況	2
(1) 地震による被害概要	2
(2) 建築物の建築時期と被害の状況	2
(3) 阪神・淡路大震災における亡くなられた方の死亡原因	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画期間	5
5. 対象区域及び対象建築物	6

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1. 想定される地震	9
2. 震度想定分布	10
3. 地震被害の想定	11

第3章 建築物の耐震化の目標

1. 住宅の耐震化	12
(1) 耐震化の現状	12
(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策必要戸数	13
2. 特定建築物の耐震化	14
(1) 耐震化の現状	14
(2) 耐震化の目標を達成するための耐震対策実施棟数	15
3. 公共建築物の耐震化	16
(1) 耐震化の現状及び目標	16

第4章 民間建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進にかかる基本的な考え方	20
(1) 民間建築物所有者・管理者による耐震化の推進	20
(2) 町・国・県による民間建築物の所有者等への支援	20
2. 耐震化を促進するための施策	20

(1) 普及・啓発	20
(2) 環境整備	21
(3) 耐震化への支援	21
(4) その他、総合的な安全対策	22

第5章 耐震改修等を促進するための指導及び命令等について所管行政との連携

1. 耐震改修促進法等による指導等の実施	24
----------------------	----

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 災害時に通行を確保すべき道路沿道建築物に関する事項	25
(1) 神奈川県耐震改修促進計画で指定する災害時に通行を確保すべき道路	25

第1章 計画策定の背景と目的など

1. 計画の策定と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものがありました。

この地震では、昭和56年以前に建築された耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じ、また新潟県中越地震でも、現行の耐震基準に満たない古い木造住宅等に多くの被害が見られ、現行の耐震基準に適合する建築物の被害は少ない状況がありました。

この阪神・淡路大震災後の同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年 法律123号、以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、平成17年3月に東海地震及び東南海・南海地震の被害想定の死者数や経済被害について、『今後10年間で半減させる』という減災目標を定めるとともに、この目標を達成するために必要となる住宅の耐震化率の目標（現在の住宅の耐震化率75%を10年後に90%とすること）等が設定された「地震防災戦略」が中央防災会議において決定され、また平成18年4月には首都圏直下地震の地震防災戦略が決定されました。

これを受け、平成18年6月に「耐震改修促進法」が改正され、同法第5条に基づき全都道府県で耐震改修促進計画が策定されました。

市町村においては、同法第5条第7項には、「国の基本方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）」を勘案して「市町村耐震改修促進計画」の策定に努めるものと記述されており、大磯町では住宅及び特定建築物の耐震化を促進することにより、「大磯町第四次総合計画」に明記されている「安全で安心なあたたかみのあるまちづくり」の実現に向けて、地震による建築物の倒壊から人命を守ることを目的とした「大磯町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2. 阪神・淡路大震災の被害状況

(1) 地震による被害概要

平成 7 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分に発生した阪神・淡路大震災は、大都市における大規模な直下型地震であったことから、阪神・淡路地方を中心に多大な被害をもたらすとともに、6,434 人の尊い命が失われました。

地震の発生状況

震源地	震源の深さ	震度	マグニチュード
淡路島北部 北緯 34 度 36 分 東経 135 度 02 分	16km	7 (神戸、西宮の一部) 6 (神戸、洲本ほか) 5 (豊岡、彦根、京都ほか) 4 (姫路、津ほか)	7.3

(神戸市消防局ホームページより)

被害の概要

死者	負傷者	倒壊家屋	焼失家屋
6,434 人	43,792 人	249,180 棟	全焼 6,965 棟 半焼 80 棟

(神戸市消防局ホームページより)

(2) 建築物の建築時期と被害の状況

被災建物の調査によると、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物における被害が多かったことがわかります。

また、構造別の被害状況を見ると、木造軸組の「大破 + 倒壊」の棟数が 126 棟で約 34.6%、「小破以上」の棟数が 229 棟で約 62.9% と被害が多かったことがわかります。

構造別被災度分布

(単位：棟)

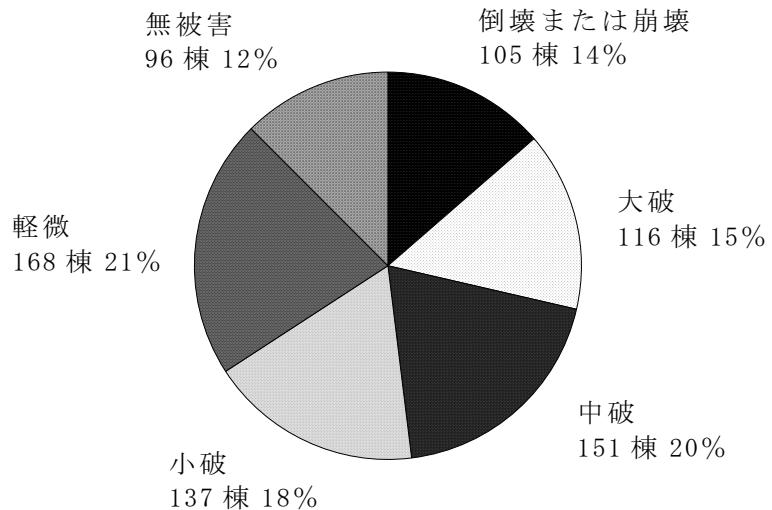
	なし	軽微	小破	中破	大破	倒壊	不明	総数
木造軸組	45	84	52	51	27	99	6	364
枠組壁工法	23	4	0	0	0	0	0	27
プレハブ	10	4	0	0	0	0	0	14
鉄骨	0	1	0	1	1	0	1	4
鉄筋コンクリート	12	0	0	0	0	0	0	12
不明	3	2	0	0	0	1	0	6
総 数	93	95	52	52	28	100	7	427

芦屋市西部地区の 427 戸の調査結果

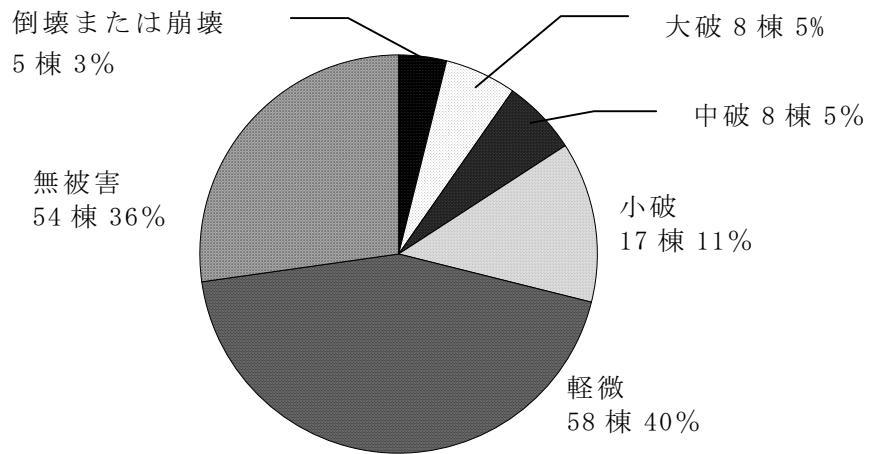
(平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告より)

建物の建築時期による被害状況の比較

【旧耐震設計基準の建築物】



【新耐震設計基準の建築物】



神戸市中央区 JR 三宮駅周辺の被害調査結果

(平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告より)

(3) 阪神・淡路大震災における亡くなられた方の死亡原因

阪神・淡路大震災による直接的な死者数は 5,502 人でしたが、この約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

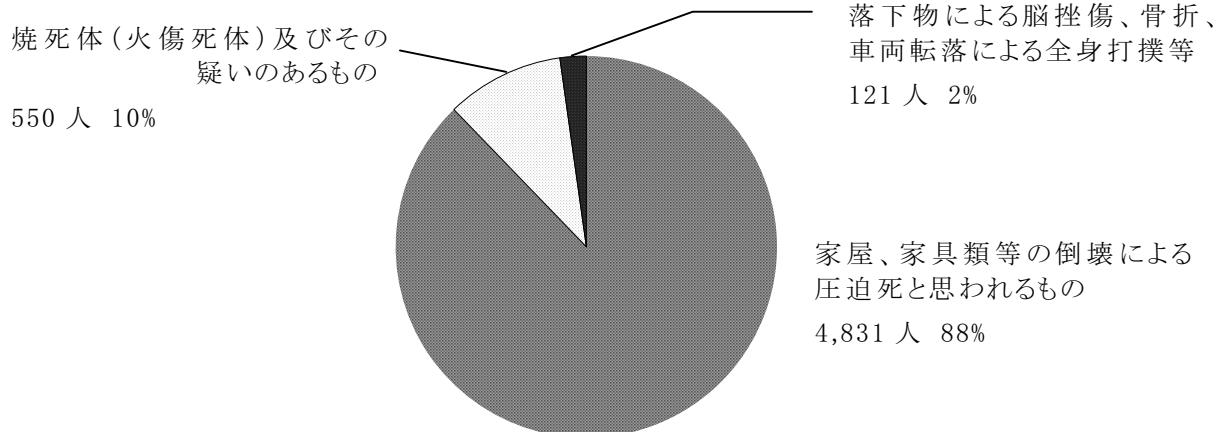
発生状況

(単位：人)

	死 者 数			
	兵 庫	大 阪	京 都	合 計
家屋、家具類等の倒壊による 圧迫死と思われるもの	4,823	7	1	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその 疑いのあるもの	550	0	0	550 (10%)
落下物による脳挫傷、骨折、 車両転落による全身打撲等	107	14	0	121 (2%)
合 計	5,480	21	1	5,502 (100%)

(平成 7 年 4 月 24 日現在 平成 7 年度警察白書より)

発生状況



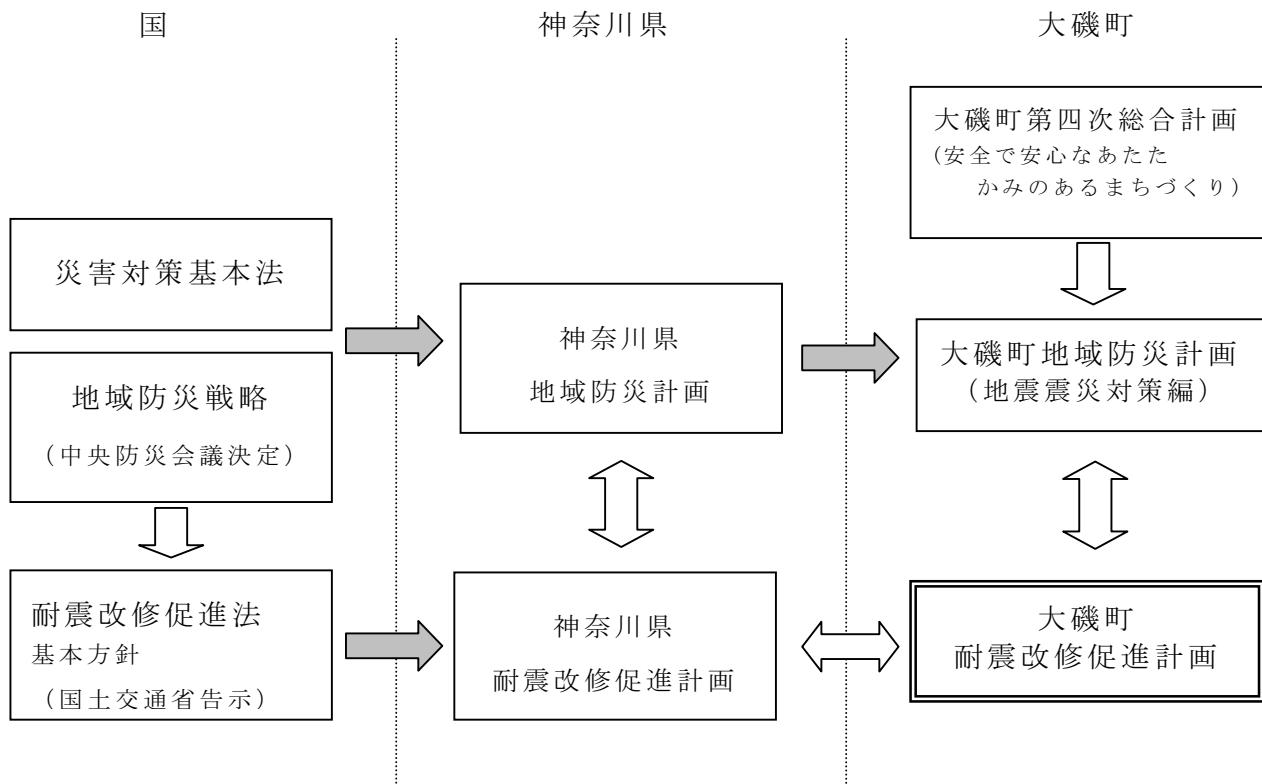
(平成 7 年 4 月 24 日現在 平成 7 年度警察白書より)

3. 計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」第5条第7項の規定に基づき策定されるものであり、国の基本方針及び県計画、大磯町地域防災計画との整合を図るものとします。

また、計画策定・施策実施に際しては、「大磯町第四次総合計画」に明記されている「安全で安心なあたたかみのあるまちづくり」との整合を図ります。

耐震改修促進計画の位置付け



4. 計画期間

国の基本方針では、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標を平成27年に設定しています。

本計画は、財政状況を考慮して計画期間を平成21年度から平成35年度までの15年間とします。

また、隨時、計画内容及び進捗状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略「中央防災会議決定」（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成17年時点における耐震化率約75%を、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標とする。」とされています。

5. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、大磯町全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に工事着工された、住宅及び耐震改修促進法第 6 条の規定を受ける特定建築物とします。

なお、町所有建築物については建築物の公共性及び災害時における役割・機能等を考慮し、耐震改修促進法第 6 条の規定外の建築物についても本計画の対象とします。

耐震改修促進計画の対象建築物

区分	種類	内容
民間建築物	住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅を含む）、寄宿舎、下宿
民間及び 公共建築物	特定建築物等	耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物（表 1-2）のうち、民間が所有する建築物
公共建築物	町所有建築物	町が所有・管理する公共建築物

◆特定建築物とは（耐震改修促進法第 6 条抜粋）

次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で法第三条第二項の規定（法令等適用の際現に存する建築物・敷地、建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物・敷地についての適用除外）の適用をうけているもの。（表 1-2）

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの。

※3号に規定する建築物とは、下図に示されているように地震によって倒壊した場合に、前面道路の1/2を超えて、「県計画」に記載された緊急輸送道路沿道の道路を閉塞するおそれのある建築物をいう。



特定建築物一覧表(耐震改修促進法第6条)

法 第 6 条	用 途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
第 1 号	学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む。) 階数3以上かつ1,000m ² 以上	1,500m ² 以上(屋内運動場の面積を含む。)
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	750m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
第 2 号	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
第 3 号	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	一定の高さ以上の建築物 (6頁参照)		

特定建築物(耐震改修促進法第6条第2号)

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火薬	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
4. マッチ	300マッチトン※1
5. 可燃性のガス(7及び8を除く)	2万m ³
6. 圧縮ガス	20万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

※1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1. 想定される地震

- ①東海地震 駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されている。
- ②南関東地震 相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震。1923年の関東大地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりの目標とすべき地震であるとされている。
- ③神奈川県西部地震 神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。南関東地域直下の地震の1タイプとして、地震発生の切迫性が指摘されている。

(平成11年3月 神奈川県地震被害想定調査報告書より引用)

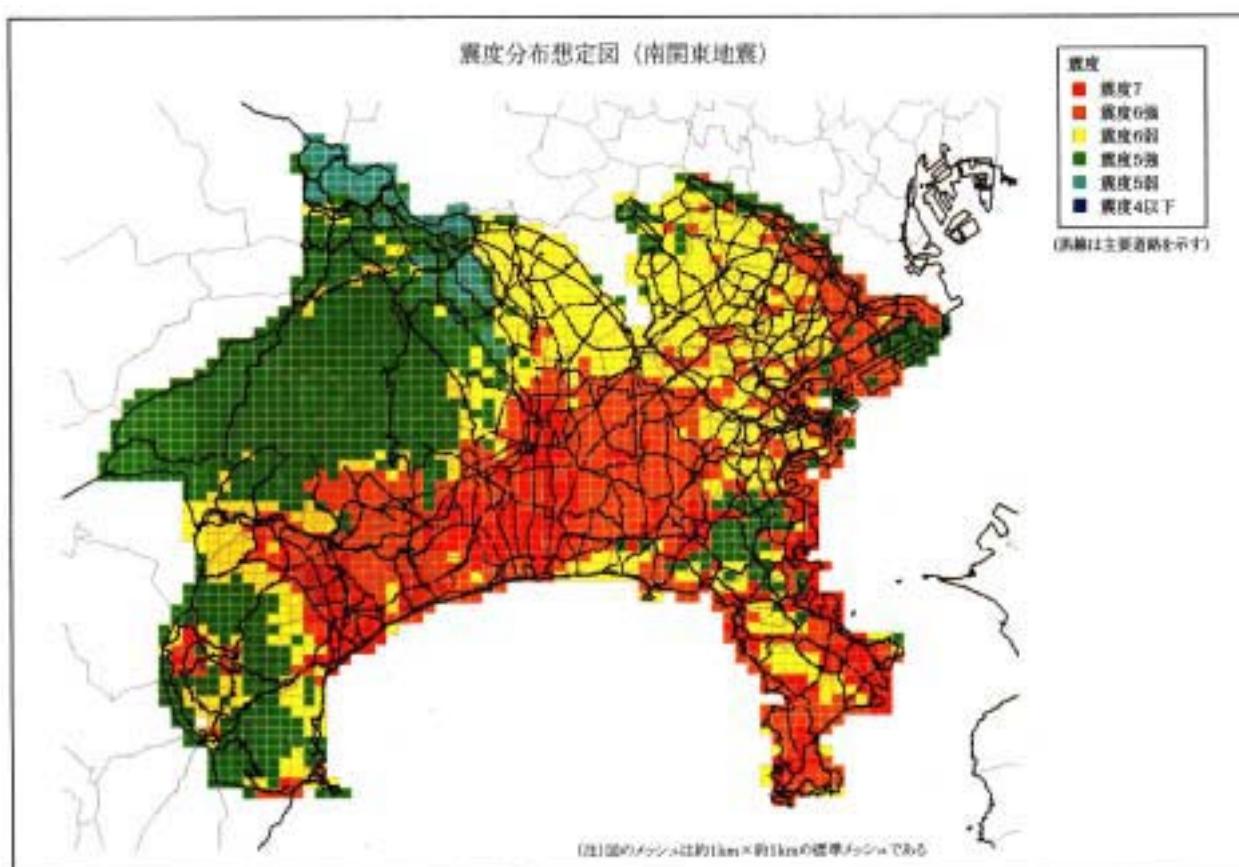
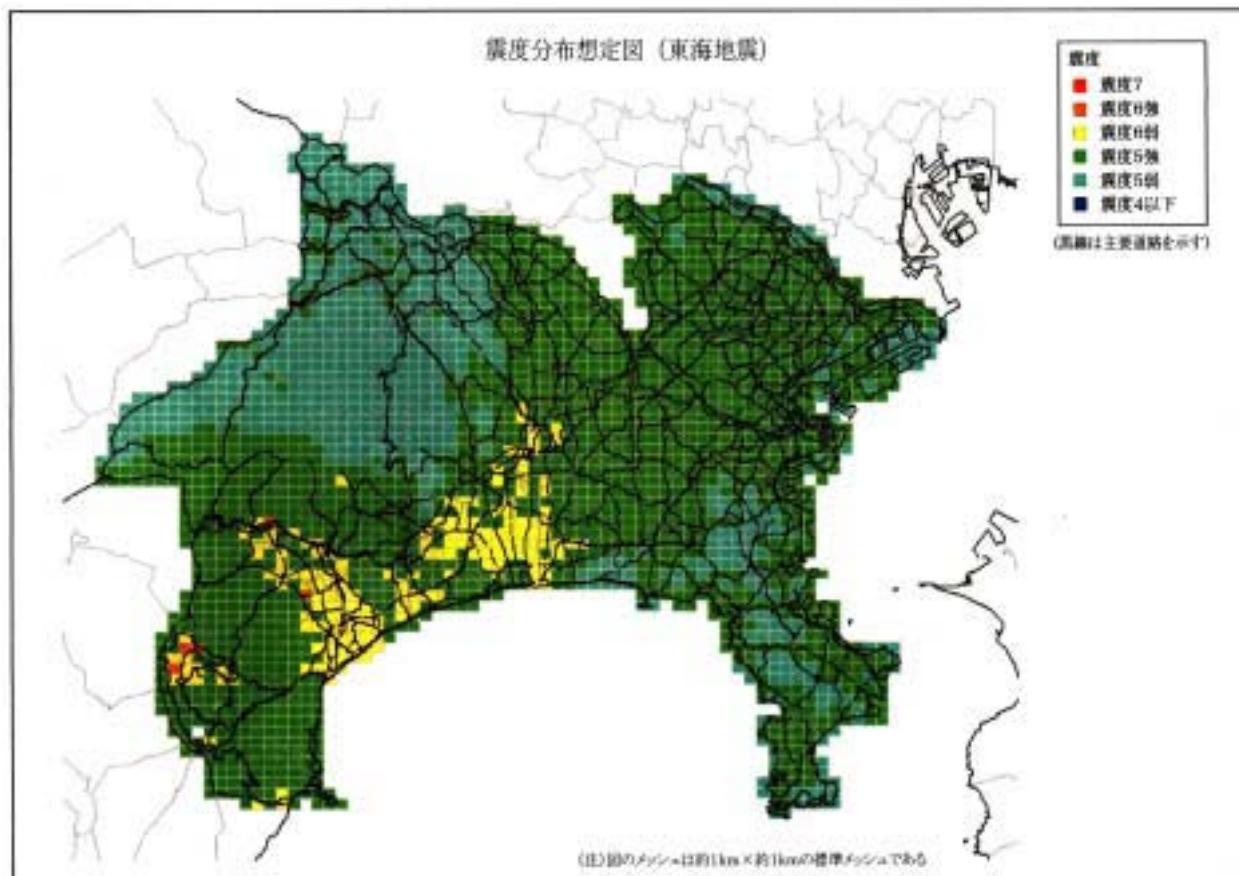
想定される地震の過去の発生状況及び周期

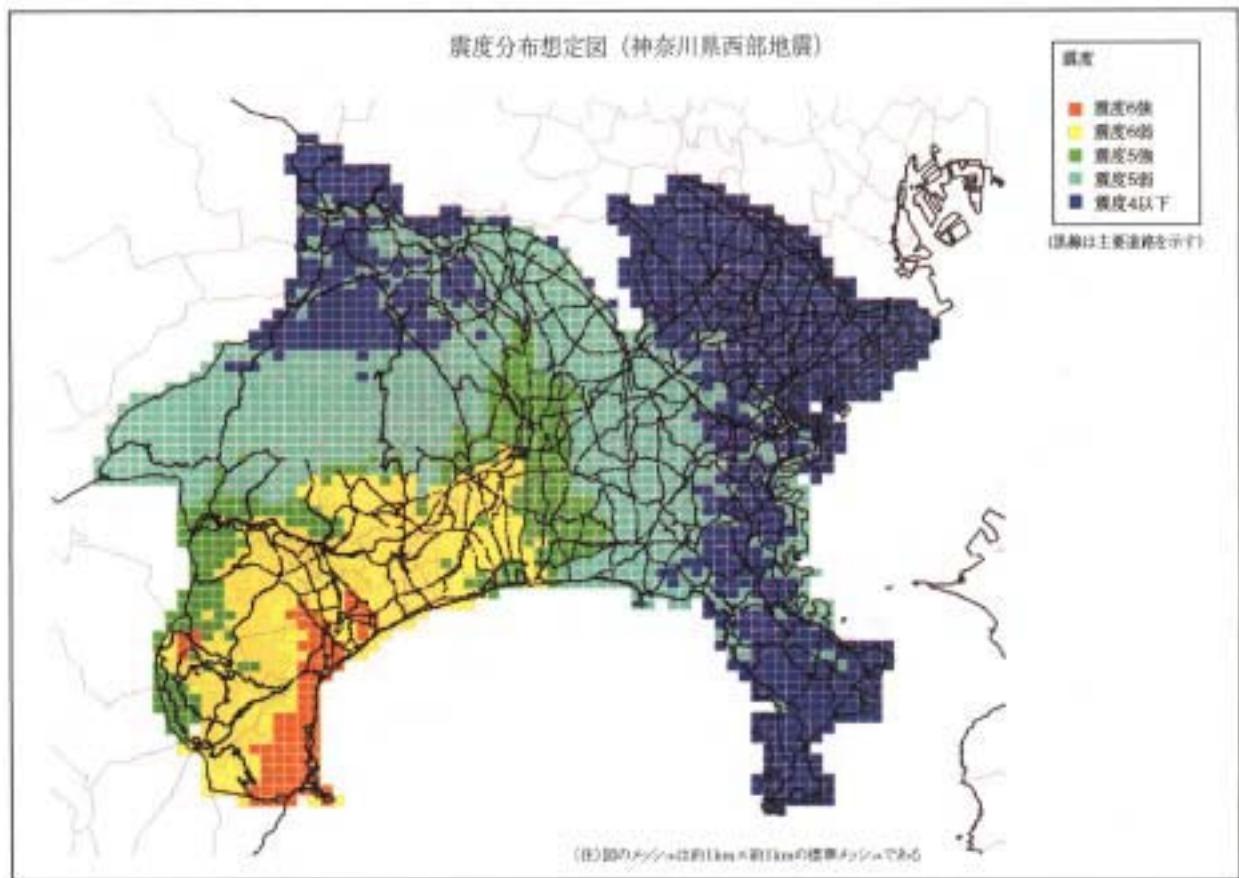
東海地震（100～150年周期）	神奈川県西部地震（70年周期）
1498年 明応地震 (M8.2～8.4)	1633年 寛永小田原地震 (M7.0)
（ 107年）	（ 70年）
1605年 慶長地震 (M7.9)	1703年 元禄地震 (M7.9～8.2)
（ 102年）	（ 79年）
1707年 宝永地震 (M8.4)	1782年 天明小田原地震 (M7.0)
（ 147年）	（ 71年）
1854年 安政東海地震 (M8.4)	1853年 嘉永小田原地震 (M6.7)
（ 155年）	（ 79年）
2009年 現在	1923年 関東大震災 (M7.9)
	（ 86年）
	2009年 現在

(神奈川県震後対策推進協議会HPより引用)

※南関東地震に於ける周期の考え方は、複数の考え方がありますので明記していません。

2. 震度分布想定





3. 地震被害の想定

平成 11 年 3 月 神奈川県地震被害想定調査報告書に大磯町内に於いて前記地震による被害の想定が下記表のとおり明記されています。

想定被害状況

	木造建築物				非木造			
	建物数	大破数	中破数	合 計	建物数	大破数	中破数	合 計
東海地震	12,000	200	580	780	2,300	10	20	30
南関東地震		3,000	4,300	7,300		140	280	420
神奈川県西部地震		490	980	1,470		30	90	120

第3章 建築物の耐震化の目標

住宅・建築物の地震防災推進会議（国土交通省）の提言「住宅・建築物の地震防災対策のために」（平成17年6月）では、地震による人的・経済的被害を軽減するため、平成27年に住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすると目標が設定されていて、県計画に於いても同様に90%と目標が定められています。

本計画においても耐震化率の目標を90%と定めます。ただし、財政状況等を考慮して目標年度を平成35年度末とし、平成27年度末までの目標値を77.1%と定めます。

1. 住宅の耐震化

(1) 耐震化の現状

平成20年1月1日に於ける大磯町の住宅総数13,867戸です。

新耐震設計基準施行（昭和56年6月1日）以前に建設された住宅は6,737戸のうち耐震性を有する想定される住宅は1,347戸あり、新耐震設計基準施行後に建設された住宅7,130戸と合わせて8,477戸が耐震性を有すると想定しまして、現在の耐震化率は61.1%になります。

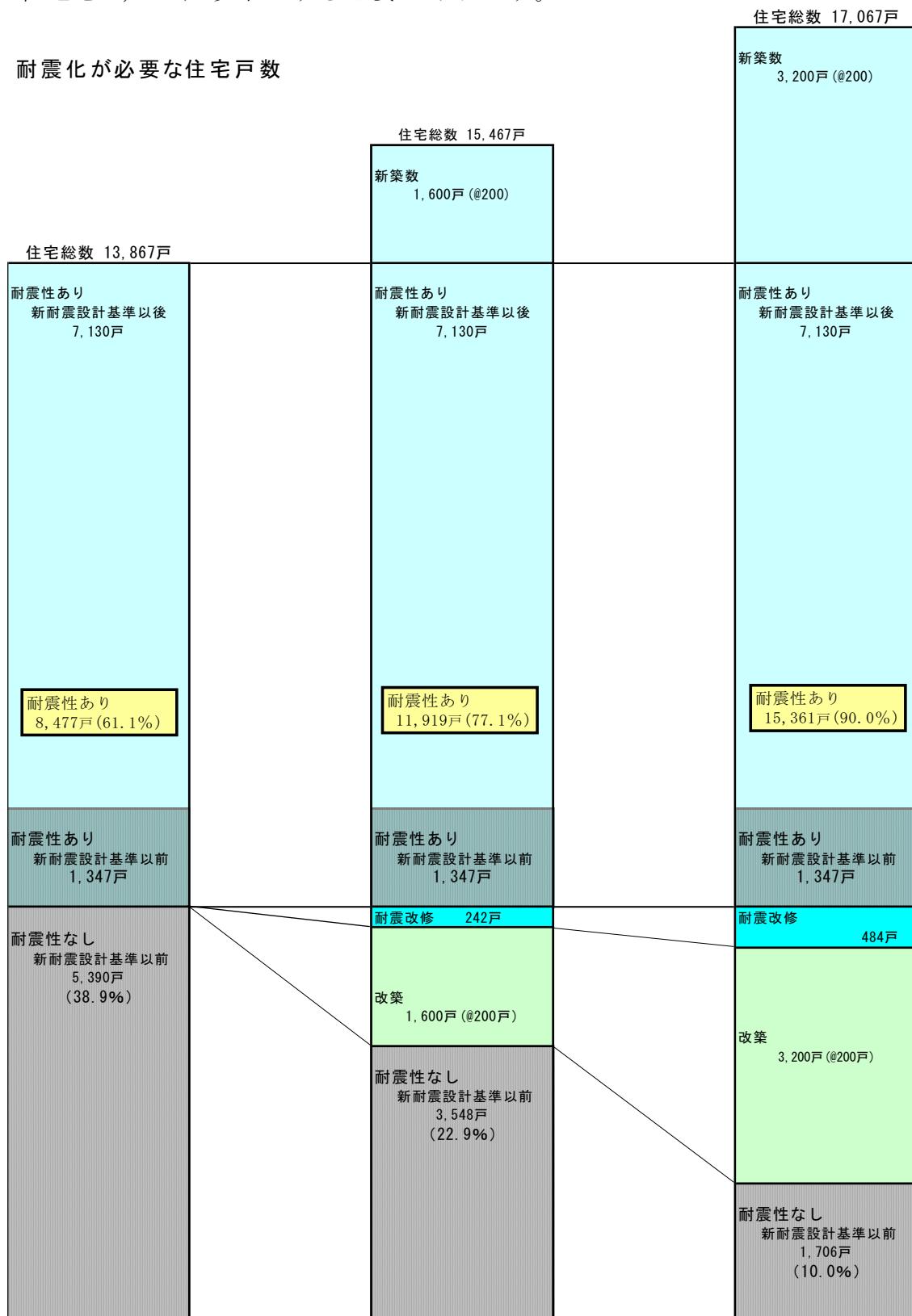
構造	昭和56年以前の建物			昭和57年以後の建物 d	平成20年1月1日現在		
	総数 a	耐震性有 b(a×0.2 ^{※2})	耐震性無 c(a-b)		住宅数 e(a+d)	耐震性を有する住宅 f(b+d)	耐震化率(%) g(f÷e)
木造	5,965	1,193	4,772	5,647	11,612	6,840	58.9
非木造	772	154	618	1,483	2,255	1,637	72.5
計	6,737	1,347	5,390	7,130	13,867	8,477	61.1

※ 住宅には戸建て住宅の他、共同住宅、寄宿舎、下宿を含みます。

※2 新耐震設計基準施行以前に建築された住宅のうち「耐震性有」の住宅の推計は、県計画の想定値を適用しています。

(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策必要戸数

平成 35 年度末までに、住宅総数は約 17,067 戸まで増加するものと想定します。耐震化率を目標である 90% にするためには、耐震性がない住宅を 1,706 戸以下にする必要があります。また、平成 27 年度末までに、耐震化率を 77.1% にするためには、住宅総数は約 15,467 戸まで増加するものと想定し、耐震性がない住宅を 3,548 戸以下にする必要があります。



2. 特定建築物の耐震化

(1) 耐震化の現状

①耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物

平成20年度における町内の特定建築物（7頁参照）数は、45棟です。

新耐震設計基準施行（昭和56年6月1日）以前に建設された建築物は23棟、その内耐震性を有する建築物は8棟あり、新耐震設計基準施行後に建設された22棟と合わせて30棟が耐震性を有し、現在の耐震化率は66.7%になります。

特定建築物の耐震化の現状

平成20年1月1日現在

	昭和56年以前の建物			昭和57年 以後の建物	総数 e (a+d)	耐震性を 有する建物 f (b+d)	耐震化率 g (f ÷ e)
	総数 a	耐震性確認済 b	耐震性未確認 c				
特定建築物等	23	8	15	22	45	30	66.7%

②耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物

町内に耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物はありません。

③耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物

平成21年度に、耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物数の調査を実施し、本計画に反映してまいります。

(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策実施棟数

平成 27 年度末までには、特定建築物の総数は約 50 棟まで増加するものと推測されます。

耐震化率を目標である 90% にするためには、平成 27 年度末における耐震性がない建築物を 5 棟以下にする必要があり、施策による耐震改修を促進する棟数は 10 棟以上と推定します。

耐震化が必要な特定建築物数

特定建築物総数 45棟		特定建築物総数 50棟
耐震性あり 新耐震設計基準以後 22棟		新築等による建築物数 5棟
耐震性あり 30棟 (66.7%)		耐震性あり 新耐震設計基準以後 22棟
耐震性あり 新耐震設計基準以前 8棟		耐震性あり 新耐震設計基準以前 8棟
耐震性なし及び不明 新耐震設計基準以前 15棟 (33.3%)		耐震改修等 施策効果 10棟
		耐震性なし 5棟 (10.0%)

平成20年4月1日

平成28年3月31日

3. 公共建築物の耐震化

(1) 耐震化の現状及び目標

町公共建築物のうち41棟は耐震性がない、又は耐震診断を行っていません(事業計画のある建築物は除く)。公共建築物は災害時に町民の寄り所になりますので、耐震診断を行っていない建築物は順次に耐震診断を行うと共に、診断結果を公表し、耐震性がないものについては、耐震改修等を検討します。

公共建築物の耐震化状況

施設名称	所在地	担当部署	地域防災計画上の使用用途	※1 構造	※2 建築年等	※3 診断結果	改修実施(予定)年	改修後の診断値
本庁舎	東小磯	財政課	災害対策本部	RC	S46	0.15～1.72	H13	0.50～0.84
生沢プール	生沢	財政課	規定なし	RC	S51	老朽により使用禁止措置		
東町福祉館	東町	町民課	地域防災活動拠点	S	S61			
長者町老人憩の家	大磯	町民課	地域防災活動拠点	RC	S54	耐震診断をH21年度に実施		
駅前東自転車駐輪場	大磯	町民課	規定なし	S	S56.3頃	耐震診断はH22以降に実施予定		
北下町福祉館	大磯	町民課	地域防災活動拠点	S	S62			
南本町会館	大磯	町民課	地域防災活動拠点	木	H6			
裡道児童館	大磯	町民課	地域防災活動拠点	木	S52	耐震診断をH21年度に実施		
東小磯防災館	東小磯	町民課	規定なし	RC	S61			
西小磯防災館	西小磯	町民課	規定なし	RC	H4			
西小磯東老人憩の家	西小磯	町民課	地域防災活動拠点	S	S55	耐震診断はH22以降に実施予定		
西小磯西老人憩の家	西小磯	町民課	地域防災活動拠点	RC	S49	耐震診断はH22以降に実施予定		
中丸会館	国府本郷	町民課	地域防災活動拠点	S	H10			
馬場老人憩の家	国府本郷	町民課	地域防災活動拠点	RC	S58			
国府支所(既存部分)	月京	町民課	規定なし	RC	S53	耐震診断はH22以降に実施予定		
国府支所(消防分署他部分)	月京	町民課	規定なし	S	H8			
月京会館	月京	町民課	地域防災活動拠点	RC	H20			
国府新宿福祉館	国府新宿	町民課	地域防災活動拠点	RC	H4			
生沢会館	生沢	町民課	地域防災活動拠点	S	H6			
寺坂老人憩の家	寺坂	町民課	地域防災活動拠点	木	S56.12			
虫窪老人憩の家	虫窪	町民課	地域防災活動拠点	木	S49	耐震診断をH21年度に実施		
西久保福祉館	西久保	町民課	地域防災活動拠点	木	S55	耐震診断はH22以降に実施予定		
石神台会館	石神台	町民課	地域防災活動拠点	S	S55	耐震診断はH22以降に実施予定		
ふれあい会館	大磯	保険福祉課	規定なし	S	S59			
福祉センター	大磯	保険福祉課	避難所	RC	H6			
障害福祉センター	国府本郷	保険福祉課	避難所	RC	H14			
世代交流センター	虫窪	保険福祉課	規定なし	RC	S54	耐震診断はH22以降に実施予定		
岩田記念室内競技場	虫窪	保険福祉課	遺体収容施設	SRC	H11			
保健センター	東小磯	スポーツ健康課	遺体収容施設	RC	S56.9			
観光案内所	大磯	環境経済課	規定なし	S	S59			
公衆便所	大磯	環境経済課	規定なし	RC	H20			
資材倉庫	大磯	環境経済課	規定なし	木	H1			

施設名称	所在地	担当部署	地域防災計画 上の使用用途	※1 構造	※2 建築年等	※3 診断結果	改修実施 (予定)年	改修後の 診断値
照ヶ崎プール	大磯	環境経済課	規定なし	木	H7			
鳴立庵	大磯	環境経済課	規定なし	木	S62			
旧島崎藤村邸	東小磯	環境経済課	規定なし	木	H8			
農産物直売所	国府本郷	環境経済課	規定なし	木	H4			
農産物加工所	寺坂	環境経済課	規定なし	木	H5			
管理棟	虫窪	環境経済課	規定なし	RC	S53	耐震診断はH22以降に実施予定		
し尿処理棟	虫窪	環境経済課	収集し尿処理	RC	S53	耐震診断はH22以降に実施予定		
ごみ焼却棟	虫窪	環境経済課	収集ごみ処理	SRC	H2			
ばいじん処理棟	虫窪	環境経済課	収集ごみ処理	S	H7			
資源化倉庫	虫窪	環境経済課	収集ごみ処理	S	H4			
焼却灰格納倉庫	虫窪	環境経済課	規定なし	S	H5			
使用済乾電池保管倉庫	虫窪	環境経済課	規定なし	S	S61			
美化センター公舎	虫窪	環境経済課	規定なし	RC	S54	耐震診断はH22以降に実施予定		
土木詰所	西小磯	建設課	規定なし	RC	S61			
土木倉庫	西小磯	建設課	規定なし	RC	S61			
化粧坂公園トイレ	高麗	都市計画課	規定なし	RC	S55	耐震診断はH22以降に実施予定		
東町町営住宅（6棟）	東町	都市計画課	規定なし	木	S29	月京町営住宅新築後に解体予定		
東町2丁目公園トイレ	東町	都市計画課	規定なし	RC	H13			
池田公園トイレ	大磯	都市計画課	規定なし	RC	S53	耐震診断H22以降に実施予定		
高田公園トイレ	東小磯	都市計画課	規定なし	RC	H18			
西小磯町営住宅（5棟）	西小磯	都市計画課	なし	木	S29	月京町営住宅新築後に解体予定		
西長谷川町営住宅（6棟）	国府新宿	都市計画課	なし	木	S31	月京町営住宅新築後に解体予定		
運動公園管理棟	国府本郷	都市計画課	規定なし	RC	H14			
運動公園屋外トイレ	国府本郷	都市計画課	規定なし	RC	H15			
運動公園倉庫棟	国府本郷	都市計画課	規定なし	RC	H16			
馬場公園トイレ	国府本郷	都市計画課	規定なし	RC	H8			
月京町営住宅（2棟）	月京	都市計画課	なし	木	S30	H22年度に改築予定		
下堰町営住宅（6棟）	国府新宿	都市計画課	なし	木	S30	月京町営住宅新築後に解体予定		
大磯小学校(校舎等10棟)	東小磯	子ども育成課	救護所	RC、S	S60以降			
大磯小学校(体育館)	東小磯	子ども育成課	避難所	RC	S50	0.72～2.15		
国府小学校(校舎3棟)	月京	子ども育成課	救護所	RC	H2			
国府小学校(体育館)	月京	子ども育成課	避難所	RC	H8			
大磯中学校(1号棟)	東小磯	子ども育成課	規定なし	RC	S40	0.31～2.08	H17	0.80～1.96
大磯中学校(2号棟)	東小磯	子ども育成課	規定なし	RC	S42	0.39～3.15	H17	0.77～3.08
大磯中学校(3号棟他4棟)	東小磯	子ども育成課	規定なし	RC	S58以降			
大磯中学校(体育館)	東小磯	子ども育成課	避難所	S	S41	0.36～1.08	H17	0.83～1.13
大磯中学校(体育館トイレ)	東小磯	子ども育成課	規定なし	S	S42	耐震診断はH22以降に実施予定		
大磯中学校(談話室)	東小磯	子ども育成課	規定なし	S	S42	耐震診断はH22以降に実施予定		
国府中学校(A棟)	月京	子ども育成課	規定なし	RC	S55	0.41～2.26	H10	1.04～2.15
国府中学校(B棟)	月京	子ども育成課	規定なし	RC	S55	0.60～1.83	H21	
国府中学校(体育館)	月京	子ども育成課	避難所	RC	S57			

施設名称	所在地	担当部署	地域防災計画 上の使用用途	※1 構造	※2 建築年等	※3 診断結果	改修実施 (予定)年	改修後の 診断値
国府中学校(部室棟)	月京	子ども育成課	規定なし	S	H7			
大磯幼稚園	大磯	子ども育成課	規定なし	RC	S56.3	1.23~1.66		
小磯幼稚園(管理教室棟)	西小磯	子ども育成課	規定なし	RC	S48	0.84~2.09		
小磯幼稚園(教室棟)	西小磯	子ども育成課	規定なし	RC	S48	1.54~5.42		
国府幼稚園(管理棟)	国府新宿	子ども育成課	警察警備部隊宿営	RC	S56.3	0.63~2.61	H21	
国府幼稚園(教室棟)	国府新宿	子ども育成課	警察警備部隊宿営	RC	S56.3	2.25~5.75		
月京幼稚園(管理棟)	月京	子ども育成課	自衛隊宿営	RC	S49	0.75~1.42	H21新築	
月京幼稚園(教室棟)	月京	子ども育成課	自衛隊宿営	RC	S49	2.02~3.75		
学童保育施設	月京	子ども育成課	規定なし	S	H19			
国府保育園	生沢	子ども育成課	応急保育	S	S60			
生涯学習館	高麗	生涯学習課	規定なし	RC	S49	耐震診断はH22以降に実施予定		
生涯学習館プレハブ棟	高麗	生涯学習課	規定なし	S	H12			
郷土資料館	西小磯	生涯学習課	規定なし	RC	S63			
図書館	大磯	生涯学習課	規定なし	RC	S58			
本署	大磯	消防本部	規定なし	RC	S49	0.35~2.27	H5	0.67~2.73
分署	月京	消防本部	規定なし	RC	H7			
第1分団	高麗	消防本部	規定なし	S	S58			
第2分団	大磯	消防本部	規定なし	S	H6			
第3分団	東小磯	消防本部	規定なし	S	H7			
第4分団(西小磯防災館)	西小磯	消防本部	規定なし	RC	H4			
第5分団	国府本郷	消防本部	規定なし	S	H4			
第6分団(国府新宿福祉館)	国府新宿	消防本部	規定なし	RC	H4			
第7分団	生沢	消防本部	規定なし	S	S60			
第8分団	寺坂	消防本部	規定なし	S	S63			
第9分団	虫窪	消防本部	規定なし	S	S61			
第10分団	黒岩	消防本部	規定なし	S	S60			
第11分団	大磯	消防本部	規定なし	RC	S58			
第12分団	月京	消防本部	規定なし	S	H7			
水難救助艇格納庫	大磯	消防本部	規定なし	S	H20			

※1 RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、木：木造です。

※2 一部の建築物は、建築確認取得年

※3 構造がRC・Sの場合の数値が0.6以下の場合には、地震により倒壊する可能性があります。

構造が木の場合の数値が1.0未満の場合は、地震により倒壊する可能性があります。

施設名称	所在地	担当部署	地域防災計画 上の使用用途	※1 構造	※2 建築年等	※3 診断結果	改修実施 (予定)年	改修後の診 断値
大磯警察署	国府本郷	神奈川県	規定なし					
化粧坂交番	高麗	神奈川県	規定なし					
駅前交番	土呂	神奈川県	担当なし					
小磯駐在所								
生沢駐在所								
県立大磯高等学校	東町	神奈川県	避難所					
県立おおいそ学園	生沢	神奈川県	応援部隊宿営					
城山公園管理棟他	西小磯	神奈川県	規定なし					
公衆便所	大磯	神奈川県	規定なし					
公衆便所	大磯	神奈川県	規定なし					

神奈川県の建築基準法規定より回答が得られました。生沢、神奈川県の耐震状況を掲載します。

第4章 民間建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

(1) 民間建築物の所有者・管理者による耐震化の推進

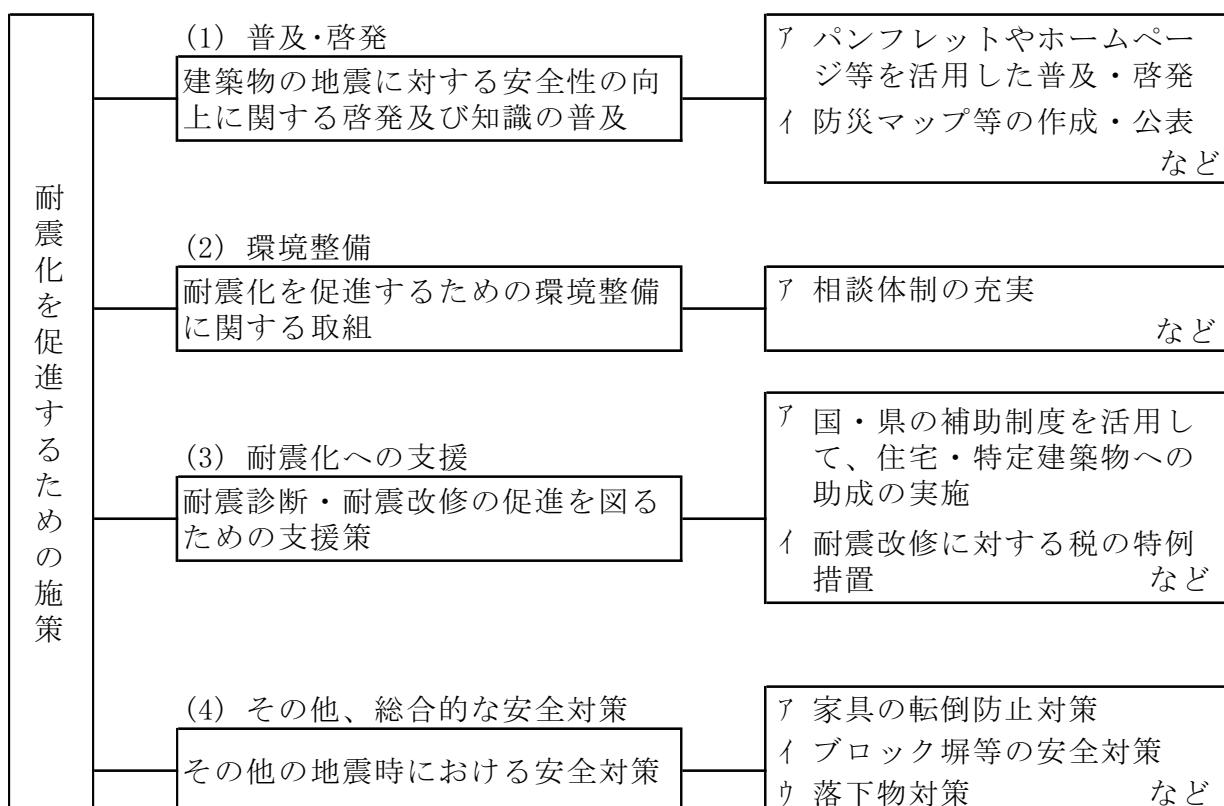
建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が自らの生命・財産は自ら守るという意識を持つとともに、建築物の倒壊により周辺の安全を脅かさないように、建築物の耐震対策を地域防災上必要な課題と捉え、意識して取り組むことが必要です。

(2) 町・国・県による民間建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、耐震化に関する情報提供など所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための助成金の交付など支援制度を施策します。

2. 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため次の施策を行います。



(1) 普及・啓発

建築物の所有者等に対して建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性、建築物所有者としての自己責任、自宅周辺の建築物・構造物の危険性を認

識して頂くため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア パンフレットやホームページ等を活用した普及・啓発

地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットの配布、また同内容をホームページに掲載して建築物の耐震化の必要性、町の助成制度など建築物の耐震について啓発を行います。・・・・・【担当 都市計画課】

イ 地震防災マップ等の作成・公表

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等を記載した地震防災マップを速やかに作成して公表します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【担当 防災対策室】

(2) 環境整備

住宅・特定建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように相談体制の充実を図ります。・・・・・・・・・・・・・【担当 都市計画課】

(3) 耐震化への支援

民間の建築物の所有者又は管理者が耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について、町は助成をするとともに、税の優遇措置等についての周知を図り、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

ア 国・県の補助制度を活用して、住宅・特定建築物への助成の実施

耐震化促進のため国及び県等の補助制度を活用して、建築物の所有者等が耐震化を進めやすいように支援します。・・・・・【担当 都市計画課】

建築物の耐震化への助成額（助成率、助成上限額）

棟（戸）当り

建築物 の種類	助成の種類							
	耐震診断		耐震設計		改修工事監理		耐震改修	
	率	上限額	率	上限額	率	上限額	率	上限額
住宅	2/3	4万円	1/2	10万円	1/2	5万円	1/2	50万円
特定建築物	平成27年度までに助成を開始する。							

※詳細は助成要綱を参照願います。

イ 耐震改修に対する税の特例措置

① 所得税額の特別控除の実施

平成 25 年 12 月 31 日までの間に、町の補助を活用して自ら居住の用に供する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、耐震診断及び耐震改修を行った場合に、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用の 10% に相当する額（20 万円を上限。）の控除が受けられます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【担当 税務署】

② 固定資産税額の減額措置の実施

昭和 57 年 1 月 1 日から所在する住宅について、平成 27 年 12 月 31 日までの間に一定の耐震改修が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額（1 戸当たり 120 m² 相当分までに限る。）の減額が受けられます。・・・【担当 税務課】

（4）その他、総合的な安全対策

建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。

ア 家具の転倒防止対策

阪神・淡路大震災で怪我をされた方の約半数は、家具の転倒によるものです。怪我により避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられることにより、パンフレット等により家具の転倒防止対策について町民に周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。・・・・・・・【担当 防災対策室】

イ ブロック塀等の安全対策

宮城県沖地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震等大規模な地震の発生時にはブロック塀等の倒壊が見受けられます。地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法を普及、啓発し、また生垣等への転換を誘導します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【担当 防災対策室、都市計画課】

ウ 落下物対策

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。このことは、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 16 年の新潟県中越地震時にも落下物が確認されています。

地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、所有者等に対し

ましてパンフレット等により危険性の周知を行います。

エ 火災への対策

災害時には地震による建築物の倒壊等に起因した火災の発生が予想されます。火災による延焼の防止及び延焼を遅らせることによる避難時間の拡大を図るため、平成16年に準防火地域になった地域に存在する住宅に、建築基準法に規定する防火設備等改修についても促進してまいります。

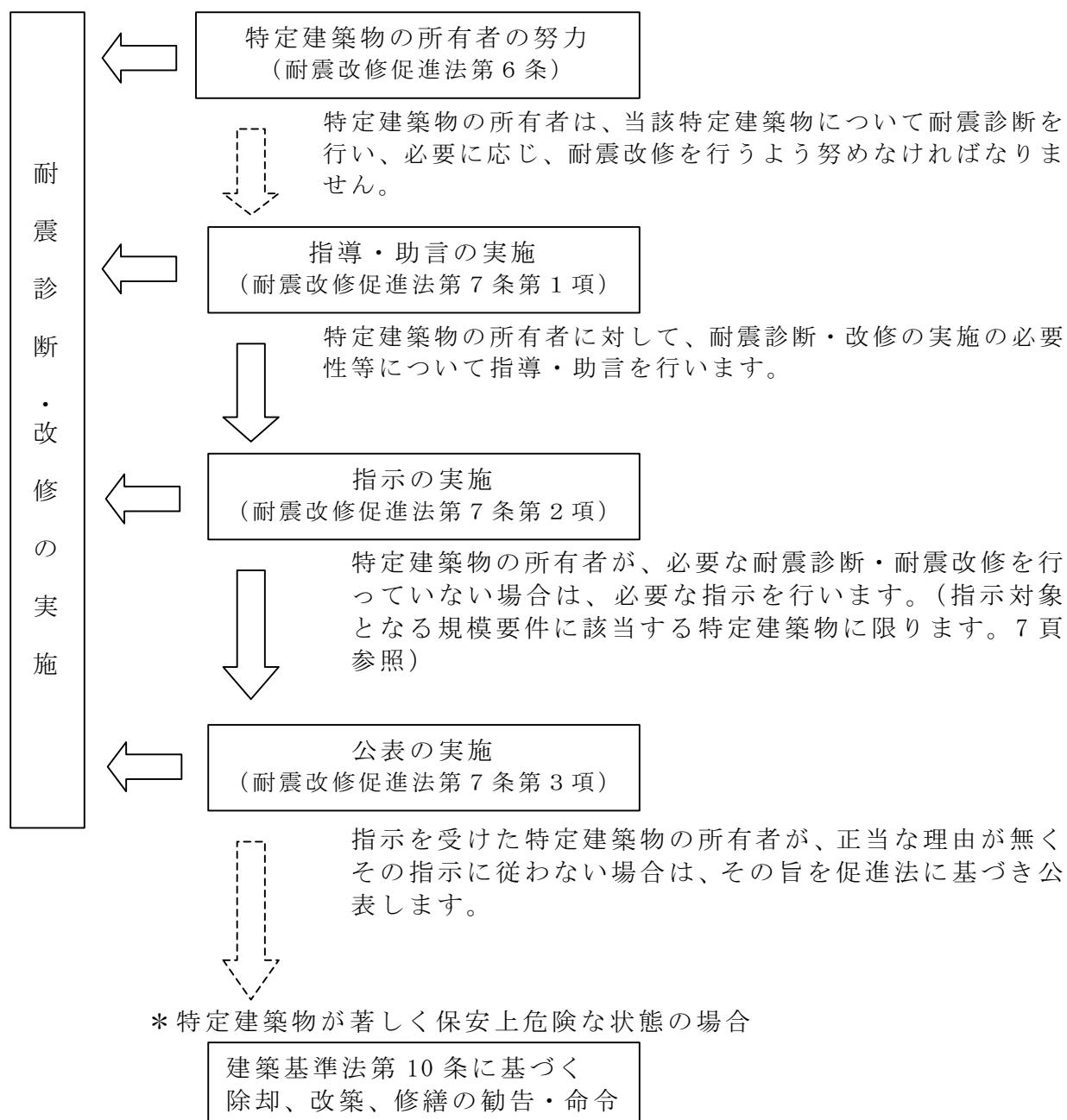
.....【担当 都市計画課】

第5章 耐震改修等を促進するための指導及び命令等について所管行政庁との連携

1. 耐震改修促進法等による指導等の実施

耐震改修促進法第2条第3項に規定する所管行政庁は、神奈川県になります。

同法第7条に規定する特定建築物の所有者に対する指導及び助言並びに指示等は県計画に基づき実施されます。



第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 災害時に通行を確保すべき道路沿道建築物に関する事項

(1) 神奈川県耐震改修促進計画で指定する災害時に通行を確保すべき道路

県計画では耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、町内に建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、以下の3路線が位置付けられています。

県計画に位置付けられた町内の災害時に通行を確保すべき道路

路線名	区間
国道1号線	町内全域
国道271号線（小田原厚木道路）	町内全域
県道62号線（平塚秦野線）	町内全域

この道路に接する同法第6条第3号に該当する建築物は特定建築物等になります。（7頁参照）。